



令和2年度 大分県交通安全県民運動実施要綱

1 目的

この運動は、「第10次大分県交通安全計画」（平成28年度～令和2年度）に基づき、交通事故ゼロを目指して、県民一人ひとりに交通安全知識の普及と交通安全意識の高揚を図るための県民総ぐるみ運動を展開することで、交通事故を防止することを目的とする。

2 期間

令和2年4月1日（水）から 翌年3月31日（水）までの1年間

3 年間スローガン

おこさず あわづ 事故ゼロ



4 運動の推進事項（次ページ参照）

● 交通事故の総量抑止～交通法令の遵守と交通マナーアップの推進～

- 横断歩道でのマナーアップの推進～横断歩道は歩行者優先～
- 追突事故の防止～3秒の車間距離～
- あおり運転・ながら運転の禁止
- 全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底
- 自転車の安全利用の促進
- 夕暮れ時と夜間の交通事故防止

● 高齢者と子供の交通事故防止

- 高齢者と子供の安全な通行の確保
- 運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進
- 高齢運転者の交通事故防止

● 飲酒運転の根絶～飲んだらのれん～

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成
- 「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

5 運動の推進方法

(1) 各機関・団体は、連携を密にし推進体制を確立するとともに、上記「運動の推進事項」を実践するにあたっての推進計画を策定のうえ、年間を通じて、実情に即した効果的な啓発活動を実践すること。

毎月 1日	交通マナーアップの日
毎月 20日	県民交通安全日 飲酒運転根絶県民運動の日

(2) 各機関・団体は、四季の交通安全運動期間中に定める「運動の重点事項」を各所属の全職員に周知させるとともに、組織の特性をいかした諸活動を展開し、「県民総ぐるみ運動」として盛り上加ること。

春の全国交通安全運動	4月6日（月）から 4月15日（水）まで	10日間
おおいた夏の事故ゼロ運動	7月13日（月）から 7月22日（水）まで	10日間
秋の全国交通安全運動	9月21日（月）から 9月30日（水）まで（予定）	10日間
おおいた冬の事故ゼロ運動	12月9日（水）から 12月18日（金）まで	10日間

(3) 各機関・団体は、各種キャンペーン等に積極的に参加し、開催趣旨に則した活動を展開すること。

交通安全県民大会	9月3日（木）ホルトホール大分（予定）	
横断歩道でのマナーアップキャンペーン	7月1日（水）から7月31日（金）まで	31日間
飲酒運転根絶キャンペーン (イベント)	11月20日（金）から12月20日（日）まで 12月11日（金）竹町ドーム広場	31日間

交通事故の総量抑止

～ 交通法令の遵守と交通マナーアップの推進 ～

横断歩道でのマナーアップの推進 ～横断歩道は歩行者優先～

- **運転者**は横断歩道の手前で徐行・一時停止して歩行者を優先しましょう
- **歩行者**も交通ルールを守り、左右の安全確認をして横断歩道を渡りましょう

★ 過去5年間の歩行者死亡事故では道路横断中の事故が約8割で、そのうちの約4割が横断歩道やその付近で発生しています!

★ 県内の信号のない横断歩道で歩行者がいるとき一時停止するドライバーは、15%と全国平均を下回っています（R元年 JAF調査）

★ 歩行者の重大事故の多くは歩行者の交通違反も原因となっています



追突事故の防止 ～3秒の車間距離～

- 前をよく見て、制限速度を守りましょう
- 前の車と3秒の車間距離を空けてゆとりのある運転を心がけましょう



★ 県内の交通事故の4割以上を追突事故が占めています（R元年全国ワースト2位）

自転車の安全利用の促進

- 自転車安全利用五則を守りましょう
- 自転車が加害者になる事故に備え、損害賠償責任保険等に加入しましょう



★ 県内の自転車に起因する交通事故の約5割を高校生と高齢者が占めています（R元年）

あおり運転・ながら運転の禁止

- 幅寄せ・割り込み・車間距離不保持等の「あおり運転」は重大事故につながる極めて危険な行為で、厳しく処罰されます
- 通話したりスマホを見ながらの「ながら運転」の罰則が厳しくなりました



★ 携帯電話使用等（保持使用）の罰則等 違反点数3点（普通車）反則金18,000円

夕暮れ時と夜間の交通事故防止



- **運転者**は早めのライト点灯とライトアップ走行に努めましょう
- **歩行者**は早朝・夕暮れ等の外出時は明るい服装と反射材着用に努めましょう

★ 秋から冬にかけて日没が早まり、交通量の多い時間帯と日没時間帯が重なることから、運転者は歩行者や自転車を見落としがちとなり、交通事故が多発しています！

全ての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底

- 一般道でも後部座席のシートベルト着用は**義務化**されています
- 子供たちを守るために、チャイルドシートは正しく着用しましょう



★ 県内の後部座席のシートベルト着用状況は、一般道で26.7%（全国平均39.2%、全国ワースト4位）、高速道で67%（全国平均74.1%）と、いずれも全国平均を下回っています（R元年 JAF調査）

高齢者と子供の交通事故防止

高齢者と子供の安全な通行の確保

- 高齢者や子供への優しいマナーと思いやりのある運転に努めましょう
- 通学路や、未就学児などが移動する通行路での安全を確保しましょう

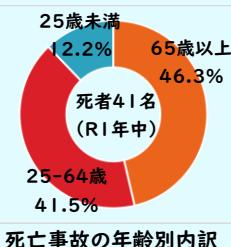
★ 小学生は低学年ほど歩行中の事故に遭いやすい傾向があります



高齢運転者の交通事故防止

- 高齢者事故の特徴を踏まえた、日常生活における交通安全教育や広報啓発を行いましょう
- 安全運転サポート車や、後付け安全装置の普及促進に努めましょう

★ 昨年の死亡事故のうち、高齢運転者の事故は4割以上を占めています



運転に不安を覚える高齢者・家族への支援の促進

- 高齢者の運転免許自主返納支援制度の周知を図りましょう
- 高齢者の事故を社会全体の問題と捉え、運転に不安を覚える高齢者やその家族を支援する環境を構築しましょう

★ 全国の70歳以上の免許保有者は30年で約10倍になっています
(平成元年 約109万人 → 平成30年 約1,130万人)



飲酒運転の根絶 ~飲んだらのれん~

「飲酒運転を絶対にしない・させない」気運の醸成

- 「飲酒運転を絶対にしない・させない」運転者教育を推進しましょう
- 県民一人ひとりが共通の認識を持ち、飲酒運転を根絶しましょう

★ ドライバーだけでなく、同乗者やお酒・車両を提供した人も処罰されます



「飲酒運転を許さない」社会環境の整備

- ハンドルキーパー運動の周知や公共交通機関の利用促進を図りましょう

★ 二日酔いの状態でも飲酒運転になります!

★ アルコールが体内から抜けるのに、次の図の飲酒量で約4時間が必要



※個人差があります



大分県交通安全推進協議会

事務局 大分県生活環境部生活環境企画課 連絡先：097-506-3060



1 広報啓発事業

交通安全のチラシ・ポスターをはじめ、反射材、うちわ、ポケットティッシュ、エコバッグなどの啓発品等を作成し、交通安全イベント・キャンペーンや街頭活動などを通じて掲示・配布しているほか、県、県警、交通関係団体が主催する交通安全行事に参加しています。

大分県 交通安全だより 検索



2 交通安全教育事業

県、県警、市町村、県交通安全協会などと協力して、幼児から高齢者を対象に各地域・職域で交通安全教室や、体験型交通安全講習などを開催しています。



★ 県では、

- 「交通安全教育講師派遣事業」を行なっています。交通安全教育講師の派遣費用は無料です。
- 「交通安全教育DVD無償貸し出し事業」を行なっています。DVDは40種類あります。

是非、ご利用してください！

お問合せ先

県交通安全推進班 097-506-3062

3 交通事故被害者支援事業

県民の皆様方の善意の寄付金により、交通事故により保護者を亡くされた遺児の方に、各種助成金を給付しています。皆様からの温かいご支援をお待ちしております。

お問合せ先

県交推協事務局 097-506-3063

交通遺児に
愛の手を

大分県交通安全推進協議会
事務局 大分県牛若町南企画課
TEL 097-506-3063

★ 県では、交通事故にお困りの方を対象に「交通事故相談所」を開設（祝休日を除く8:30～12:00、13:00～17:15）しています。電話相談や、各地域への巡回相談も行なっています。
相談は無料です気軽にご相談ください！

お問合せ先

県交通事故相談所 097-506-2166

大分県交通安全推進協議会